

医療安全管理体制の基本指針

令和 4 年 9 月 1 日作成

令和 6 年 4 月 1 日改正

1、総則

1-1 基本理念

本院は、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供する事を通して、地域社会に貢献する事を目的としている。

この目的を達成するため、病院長のリーダーシップのもと、全職員が医療安全の必要性、重要性を課題と認識し、事故を未然に回避しうる能力を強固なものにする事が必要である。

これらの取り組みを明確なものとし、本院における医療の安全管理、医療事故の防止の徹底を図るため、ここに青木病院 安全管理指針を定める。

1-2、用語の定義

本指針で使用する主な定義は、以下の通りとする。

(1) 医療事故： 診療の過程において患者に発生した望ましくない事象

医療提供者の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む

(2) 職員： 本院に勤務する医師、看護師、薬剤師、事務職員等あらゆる職種を含む

(3) インシデント(ヒヤリハット)

インシデントは日常診療の場で誤った医療事故などが、患者さんに実施される前に発見されたもの、あるいは誤った医療行為などが実施されたが、結果として患者さんに影響を及ぼすに至らなかったものをいう。

(4) アクシデント

医療の過程で起きる、予期せぬ出来事によって発生する人身事故を示すものです。

医療従事者の過誤や過失の有無は問われず、不可抗力の事故も含まれます。

(5) 医療安全管理者： 医療安全管理に必要な知識及び技能を有する職員であって

院長の指名により、本院全体の医療安全管理を中心的に担当する者(医療安全者と同義、以下同じ)であって、専任・兼任の別を問わない。

2、医療安全管理の配置

2-1 医療安全管理責任者の配置

医療安全管理推進のため、院内における医療安全の総括的な責任を担う者とし、原則として院長とする。

2-2 医療安全管理者の配置

医療安全管理者は、院長の指名により選任され、病院内の医療安全管理に係る実務を担当し、医療安全を推進する者とする。医療安全管理者は、医療安全管理責任者の指示を受け、各部門の医療安全推進担当者と連携、協同する。

2-3 医薬品安全管理責任者

医薬品安全管理責任者は、次に掲げる業務を行う者とする。

- (1) 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び見直し
- (2) 職員に対して、医薬品の安全使用のための研修の実施
- (3) 医薬品の業務手順に基づく業務の実施の管理
- (4) 医薬品の安全使用のために必要となる情報を収集し、医薬品の安全確保を目的とした改善のための方策の実施。

2-4 医療放射線安全管理責任者

医療放射線安全管理責任者は、次に掲げる業務を行う者とし、以下の業務について主要な役割を担う。

- (1) 診療用放射線の安全利用のための指針の策定
- (2) 職員に対する診療用放射線の安全利用のため研修の実施
- (3) 放射線診療に用いる医療機器・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素・診療用放射性同位元素を用いた放射線診療を受ける者の放射線による被ばく線量の管理及び記録、診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施

3、医療安全管理部門委員会

3-1 医療安全管理部門委員会の設置

本院内における医療安全管理対策を総合的に企画、実施するために、医療安全管理部門委員会を設置する。

3-2 委員の構成

医療安全管理部門委員会の構成は、以下の通りとする。

- ① 医師
- ② 薬剤部門
- ③ 看護部門
- ④ 事務部門
- ⑤ 医療安全管理者

3-3 委員会の任務

- ①医療安全管理部門委員会の開催（週 1 回程度）
- ②医療安全対策委員会の開催（月 1 回程度）
- ③医療に係る安全管理のための報告制度で得られた事例の検討、再発防止策の策定、および職員への周知
- ④院内の医療事故防止活動及び医療安全管理研修の企画立案
- ⑥ その他、院内巡視、安全管理のために必要な事項

3-4 委員会の運営

- ① 委員会は週に 1 回程度、及び必要に応じて開催する。
- ② 本委員会は、定例とする他の委員会とあわせて開催する事ができる。
- ③ 委員開会最後、速やかに議事録の概要を作成し、2 年間保管する。

3-5 医療安全管理者の業務内容

- ① 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行う。
- ② 定期的に院内を巡視し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し医療安全確保のために必要な業務改善の具体的な対策を推進する。
- ③ 各部門における医療事故防止担当者への支援を行う。
- ④ 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行う。
- ⑤ 医療安全に係る体制を確保するために職員研修を企画・実施する。相談窓口等の担当者と密な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援する。

3-6 医療安全管理部門が行う業務内容

- ① 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録していること。
- ② 医療安全対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者相談件数及び相談内容相談の取り扱い、その他の医療安全担当者の活動実績を記録していること
- ③ 医療安全対策に係る取り組みの評価等を行うカンファレンスが週 1 回程度開催されており、医療安全対策委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加していること。

4、インシデント・アクシデントの報告と評価

各職員がインシデント、アクシデントを報告し、エラーの発生要因を明確にするとともに職種ごとの安全確保につながる予防策・改善策を検討し、院内において情報の共有を図る。

4-1 事故発生時はインシデント、アクシデント報告

本院における医療事故報告書（電カルによる報告）

4-2 インシデント、アクシデント報告制度

- 1) インシデント、アクシデントが発生した時は、電カルに基づき報告する。
- 2) 電カルによりインシデント・アクシデントを報告。報告者は無記名。
- 3) 重大な事故事例は速やかに上席者に報告し、診療録や看護記録に基づき作成する。上席者は情報収集を行い、直ちに事故状況を院長に報告する。（口頭報告後電カル書面で提出する）

4-3 インシデント・アクシデント報告の分析・還元

- 1) インシデント・アクシデントの集計・分析は医療安全対策委員会で行う。それらをもとに管理委員

会で検討する。その結果を安全対策委員会へ報告し、各部署で各職員へ報告する。また更に検討が必要な場合は、安全対策委員会での検討を依頼する。

- 2) 発生したインシデント・アクシデントの報告は、部署で医師、関係職員と共に原因追究・改善策について検討し、事故防止の為職員全体で共有する。複数の関係部署のかかわりのある事例、部署で解決困難な事例については、安全管理委員会に提出し検討する。
- 3) 安全管理委員会で検討した結果は、安全対策委員会にて承認後各職員へ周知する。
- 4) 改善内容によっては、安全対策マニュアルに追加修正を行う。
- 5) 改善策の遵守状況をモニタリングする。
- 6) 院内の安全対策ラウンドの評価を行い、改善策の適正や検討の必要性を安全対策委員会が評価する。

5, 患者・家族に対する情報提供

5-1 患者・家族に対して、適切なインフォームド・コンセントを行う。

- 1) 病状の説明と共に感染防止、事故防止の基本についても説明をし、理解を得た上で協力を得る。
- 2) 必要に応じて、感染・事故等の情報を公開する。
- 3) 感染、事故防止のための標語やポスターを用いて意識の強化を図る。

6, 患者・家族に対する対応

- 1) 患者に対しては誠心誠意治療に専念するとともに、患者及び家族に対しては、誠意をもって事故の説明等を行う。
- 2) 患者及び家族に対する事故の説明等は、原則として、病院の幹部職員が対応することとしその際、病床等の詳細な説明が出来る担当医師が同席する。
なお、状況に応じ医療安全管理者、部門の管理責任者等も同席して対応する。

7, 患者・家族からの相談

病状や治療方針などに関する患者からの相談に関しては、担当者を決め誠実に対応し担当者は必要に応じて院長等へ内容を報告する。

8, 事実経過の記録

- 1) 医師、看護師等は患者の状況、処置の方法、患者及び家族への説明内容等を診療録看護記録等に詳細に記録する。
- 2) 記録に当たっては、具体的に以下の事項に留意する。
 - ① 初期対応が終了次第、速やかに記載する事。
 - ② 事故の種類、患者の状況に応じ、出来る限り経時的に記載を行うこと。
 - ③ 事実を客観的かつ正確に記載すること。(想像や憶測に基づく記載を行わない)

9, 警察への届出

医療事故による死亡または重大な障害が発生した場合、またその可能性のある場合には病院長は、速やかに警察署に報告しなければならない。

10、安全管理のための職員研修

職種別・部門別に医療事故防止対策に関する検討や研修会を随時行い、医療事故防止に関する意識の高揚を図る。

10-1 全職員に共通した研修・教育

- 1) 医療安全管理研修は全職員対象に年2回実施する。
- 2) 各部門に必要な安全管理を部門ごと開催する。
- 3) 研修内容を記録に残しその評価を行い改善する。
- 4) 職員一人ひとりに『安全文化』を根付かせる。
- 5) 研修を実施した概要（開催日時、出席者、研修項目）を記録する。

10-2 新人研修と継続的な研修・教育

- 1) 新人研修は「個々の業務を安全に遂行するための具体的な知識や技術の研修を行う。「してはならないこと」を習得させる。
- 2) 新人研修では、「チームの一員としての業務を遂行する能力」の研修を行う。
 - ①患者の状態や状況に応じて、危険を予知する能力
 - ②業務の優先順位を決定する能力
 - ③自分の行動だけでなく、他の医療従事者の行為にも目を配り、適切に助言できる能力
- 3) 新任には、医療は組織で提供することを認識させる。